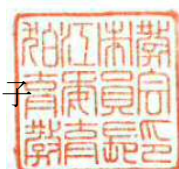


狛江市教育委員会要綱第 20 号

狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱をここに公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

狛江市教育委員会 教育長 柏原 聖子



狛江市立図書館運営規則の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱

令和 8 年 8 月 18 日
教育委員会要綱第20号

(狛江市立図書館資料貸出停止要綱の一部改正)

第 1 条 狛江市立図書館資料貸出停止要綱（平成24年教育委員会要綱第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第 1 条 この要綱は、 <u>狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）第22条第 3 項</u> に規定する図書館資料の貸出し（以下「貸出資料」という。）の停止について、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第 1 条 この要綱は、 <u>狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）第18条第 3 項</u> に規定する図書館資料の貸出し（以下「貸出資料」という。）の停止について、必要な事項を定めることを目的とする。

(狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱の一部改正)

第 2 条 狛江市立図書館利用支援サービス事業実施要綱（平成26年教育委員会要綱第 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第 1 条 この要綱は、 <u>狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な者に対して実施する利用支援サービス事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、もって図書館利用の増進を図ることを目的とする。</u> (対象者) 第 4 条 前条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事業の対象者は、 <u>規則第13条第 2 項第 1 号</u> で規定する者のうち	(目的) 第 1 条 この要綱は、 <u>狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な者に対して実施する利用支援サービス事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定め、もって図書館利用の増進を図ることを目的とする。</u> (対象者) 第 4 条 前条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事業の対象者は、 <u>規則第10条第 2 項第 1 号</u> で規定する者のうち

改 正 後	改 正 前
狛江市内に居住する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者若しくは同条第4項に規定する要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。 （１）・（２） （略） （利用者登録） 第5条 前条各号のいずれかに該当し、事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則<u>第13条</u>による個人貸出登録を受けなければならない。 2～4 （略）	狛江市内に居住する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者若しくは同条第4項に規定する要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。 （１）・（２） （略） （利用者登録） 第5条 前条各号のいずれかに該当し、事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則<u>第10条</u>による個人貸出登録を受けなければならない。 2～4 （略）

（狛江市立図書館資料収集に関する要綱の一部改正）

第3条 狛江市立図書館資料収集に関する要綱（平成26年教育委員会要綱第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この要綱は、<u>狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号）第24条第2項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」をいう。）における図書館資料の収集に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第1条 この要綱は、<u>狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号）第20条第2項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」をいう。）における図書館資料の収集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館資料除籍に関する要綱の一部改正）

第4条 狛江市立図書館資料除籍に関する要綱（平成26年教育委員会要綱第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的）	（目的）

改 正 後	改 正 前
第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則</u>（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）<u>第32条第2項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館における図書館資料の除籍に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館運営規則</u>（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）<u>第28条第2項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館における図書館資料の除籍に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館寄贈資料の受入れに関する要綱の一部改正）

第 5 条 狛江市立図書館寄贈資料の受入れに関する要綱（平成26年教育委員会要綱第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則</u>（平成25年教育委員会規則第15号）<u>第26条第3項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館における資料の寄贈（以下「寄贈資料」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館運営規則</u>（平成25年教育委員会規則第15号）<u>第22条第3項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館における資料の寄贈（以下「寄贈資料」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館ボランティア活動実施要綱の一部改正）

第 6 条 狛江市立図書館ボランティア活動実施要綱（平成26年教育委員会要綱第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則</u>（平成25年教育委員会規則第15号）<u>第3条第9号</u>の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）での奉仕活動を実施する場を提供するために、図書館ボランティアの活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館運営規則</u>（平成25年教育委員会規則第15号）<u>第3条第9号</u>の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）での奉仕活動を実施する場を提供するために、図書館ボランティアの活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

（狛江市立図書館複写サービス実施要綱の一部改正）

第 7 条 狛江市立図書館複写サービス実施要綱（平成27年教育委員会要綱第 9 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）</u> <u>第12条第 2 項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者に図書館が所蔵する資料の複写を提供する（以下「複写サービス」という。）にあたり必要な事項を定め、もって著作者の権利の保護及び利用者の利便を図ることを目的とする。	（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>狛江市立図書館運営規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）</u> <u>第 9 条第 2 項</u>の規定に基づき、狛江市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者に図書館が所蔵する資料の複写を提供する（以下「複写サービス」という。）にあたり必要な事項を定め、もって著作者の権利の保護及び利用者の利便を図ることを目的とする。

付 則

この要綱は、令和 8 年11月 1 日から施行する。